**機械等設置届（足場・架設通路）の要領**

１．届け出が必要な規模

イ　届出の概要（法第88条）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届　出　対　象 | 届出を  要しない場合 | 期　日 | 提出先 | 部数 |
| １　架設通路（高さ及び長さがそれぞれ10ｍ以上のものに限る。）  ２　足場（つり足場、張出し足場はすべて、それ以外の足場にあっては、高さが10ｍ以上の構造のものに限る。）※ | 組立から解体までの期間が60日未満のもの | 工事着手の30日前まで | 所轄労働基準監督署長 | ２　部 |

※印は、その計画の作成に安衛則第92条の３に定める資格を有する者を参画させるべきもの（法88⑤、則92の2）。

ロ　注意事項

①　架設通路について

イ　架設通路とは

(イ)架設通路とは、作業する労働者及び労働者以外の者が垂直又は水平方向に移動するために設ける設備をいう。

(ロ)届出が必要となるものは、架設通路の高さ、長さがそれぞれ10ｍ以上のものに限る。また、組立から解体までの期間が60日未満の場合は届出を要しない。

ロ　架設通路の高さ、長さとは

(イ)高さとは、通路の最下段から最上段までの垂直高さをいう。

(ロ)長さとは、架設通路の路線延長の長さが踊り場等の折り返し部分の長さを含み10ｍ以上をいう。

(ハ)踊り場は７ｍ以内ごとに設ける。

(ニ)桟橋の角度は30度以内。

②　足場について

イ　足場とは

(イ)枠組足場・単管足場・一側足場・つり足場・張出し足場・脚立足場等の建設物等の高所部分に対する物の取り付け又は取り外し等の作業において、労働者が作業箇所に近づいて作業するための仮設の作業床・通路又はこれを支持する仮設物をいう。

(ロ)支柱足場は高さが10ｍ以上になれば届出が必要。

(ハ)つり足場・張出し足場は高さに関係なく届出が必要。

(ニ)いずれの足場も、組立から解体までの期間が60日未満のものは届出を要しない。

(ホ)作業床の最大積載荷重を足場の見易い箇所に明確に表示すること。

(へ)高さとは、柱（建地）の高さをいう。作業床の高さではない。

２．届出に必要な書類（正副２部）

　イ　目次

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出用紙（様式第20号） | 鑑 |
|  | 目次 | この目次を参考に作成する。 |
| １ | 案内図 |  |
| ２ | 計画届摘要書 | A-3　2枚（北野様式） |
| ３ | 参観者の経歴書 | 通常は工事責任者の経歴書（工務課作成） |
| ４ | 足場組立解体等作業主任者の資格者証写し | 正副2名 |
| ５ | 工程表 | 該当部分を蛍光ペン等で分り易くする |
| ６ | 総合仮設計画図 | 施工会議に提出する図面 |
| ７ | 外部足場計画図 | 平面図・立面図・詳細図・断面図 |
| ８ | 計算書 | 単管足場とつり足場、張出し足場は必ず必要 |
| ９ | 使用部材のカタログ | ﾒｰｶｰから取り寄せて番号を付ける。（JIS規格又は仮設工業会の認定番号がわかる書類） |
| 10 | その他必要書類  イ　建設物、機械等の一部の設置、移転、変更の場合には、その部分についての書類でよい（則第85条の２）。  ロ　建築物その他の作業場における労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面を必ず添付すること。 | |
|  |

ロ記入要領

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 記載事項及び添付図面（書面） | 記載上の注意事項 |
| （様式第20号）届出用紙 | ①　計画の概要  ②　工期  ③　足場計画に参画した人の役職・氏名と経歴 | ①－１　建造物の構造、種類及び高さを記載し足場の種類、幅、高さを各面（東、西、南、北）とも明示すること。  ①－２　架設通路の概要を記載すること（設置場所、高さ、通路の長さ）  ②－１　足場の組立、解体の時期を明示する。  ②－２　足場の種類別に一般足場、つり足場等を明示する。  ③　安衛法第88条第５項に該当する資格を有する人の経歴を簡単に記入するか別に経歴書を添付する。 |
| 目次 |  | 添付する図面、書面等の綴込順に明記する。各図面、書面等の最初のページにタックシールで目次番号を入れるとわかりやすい。 |
| 案内図 | 地図（最寄りの交通機関から作業場所までの簡単な案内図を添付する。） | 交通労働災害防止のため、交通ＫＹマップと兼ねているとなおよい。すなわち、一方通行、右折禁止やスクールゾーン等を標示する。 |
| 足場平面図、枠組足場、鋼管足場等 | 平面図には、次のことを具体的に記載する。  ①　工事建設物と敷地及び周囲との関係  ②　足場の種類に応じた割付け  ③　材料の搬出入路及び取込口の位置 | ①　周囲の道路、架空電路等、足場と隣家との関係を明示すること。（離隔距離を入れる）  ②　建地間隔及び足場幅を明示（間隔は足場の種類に関係なくけた行方向は1.85ｍ以内、はり間方向は1.5ｍ以内とすること。）する。  ③　部材の名称を明示（はり枠、ペコビーム等）する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ④　搬器の位置（クレーン、ロングスパンエレベーター等）と名称荷取場（ステージ）の位置  ⑤　特殊な構造の足場  ⑥　架設通路（階段、登り桟橋）  ⑦　張出し足場の構造等 | ④　搬器の名称と能力を明示する。  ⑤　斜め屋根等の棚足場の場合、部材、寸法、組立方法等を明示する。  ⑥　屋上塔屋の足場に架設を忘れないで記入する。また、渡り通路を明示する。階段はなるべく足場の外側に階段室を設ける。  ⑦　張出し足場（ブラケット足場）を設けて足場を設置する場合、ブラケットの種類、名称、張出し寸法、間隔を明記する。  　・計算書を添付する。 |
| 立面図 | 立面図には、東、西、南、北ともに次のことを具体的に記載する。  ①　窓、入口、庇等の開口部  ②　架設通路（階段、登り桟橋等）  ③　枠組足場のブレース、単管足場の手すり、根がらみ、大筋かい  ④　壁つなぎの位置 | ②　階段の手すり、登り桟橋の手すり、中さん、幅木を明示する。  ③　枠組足場のブレースの記入は省略しない。単管足場の大筋かいを交差して設ける。間隔は垂直方向に10ｍ以内位、水平方向に10ｍ以内位とし、建地と交差させることが望ましい。  ④　足場の上端の壁つなぎの位置から足場の立ち上がり高さは足場２層以下とする。また、足場の側端の位置は１スパン以下とする。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 鋼管足場の種類 | 垂直方向＊ | 水平方向 | | ・単管足場 | ５ｍ | ５.５ｍ | | ・枠組足場 | ９ｍ | ８ｍ |   　＊実際には、垂直方向は各階梁の位置に設ける。また、両方向とも風荷重を考慮すること。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ⑤　飛来落下防止用棚メッシュシート等の位置と養生材名  ⑥　建地、布間隔  ⑦　足場の開口部の補強  ⑧　足場建地の補強  ⑨　足場最上段の手すり  ⑩　張出し足場（ブラケット足場）  ⑪　架空電線等の位置 | ⑤　壁つなぎの設置間隔を詰めて補強する。  ⑥　建地の間隔は１.８５ｍ以内、１段目の布の高さは２.０ｍ以内とすること。  ⑦　梁枠、ペコビーム等の取り付け部分の建地を単管で補強すること。  ⑧　枠組足場は頂部から45ｍを超える部分、鋼管本足場は頂部から31ｍを超える部分、ブラケット一側足場は頂部から15ｍを超える部分の建地を単管で補強する（ダブルとする）こと。  ⑨　パラペット天端からの作業を見込み、足場側には90㎝以上の手すりを設けること。  ⑩　張出し足場（ブラケット足場）の取り付け間隔、大引き、根太等の名称、寸法を明記する。  ⑪　防護管等の設置状況を記載する。 |
| 詳細図・矩計図 | 詳細図には、次のことを具体的に記載する。  ①　足場の種類別に脚部の詳細  ②　張出し足場（ブラケット）の取り付け方法  ③　足場から躯体への渡り桟橋  ④　足場の出隅、入隅部の補強方法  ⑤　壁つなぎの取り付け方法 | ①　地盤の状態及び敷角、敷板とベースの取り付け方法、根がらみ（釘止め）  ②　張出し材及びアンカー部の躯体への取り付け状態と床面の養生方法等を明示する。  ③　足場から躯体への桟橋の材質、寸法を明示する。（建物の各階床高と足場の作業床の高さの関係を明示する。）  ④　足場と足場は単管で緊結し作業床取り付け状態を明示する。  ⑤－１　躯体工事と仕上げ工事では壁つなぎの取り付け位置が変わる例がある。  ⑤－２　壁つなぎ金具と躯体と建地との緊結方法（ホールインアンカー、埋込みアンカー等）と規格、寸法を明記する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ⑥　単管ブラケット一側足場、抱き足場  ⑦　つり足場の取り付け方法  ⑧　養生用朝顔  ⑨　躯体との離れ寸法（25㎝以内） | ⑥　単管ブラケット一側足場は作業床40㎝以上の確保が困難であるから親綱を設置して安全帯使用を明示すること。  ⑦－１　つりワイヤロープ、つりチェーン等支持材の強度計算書（安全率がそれぞれ異なる。）  ⑦－２　けた、根太等の間隔及びつり材の取り付け方法（横ぶれ防止は具体的に）  ⑦－３　安全ネット等を設ける場合、その強度と取り付け方法  ⑧　朝顔を計画した場合、取り付け方法、壁つなぎ、部材名称、寸法、下部への飛来落下防止措置等を明記する。  ⑨　落下物防止の措置を明記する。（各層ごと） |
| 足場材 | 部材の明細 | 部材等についてはメーカーのカタログ等を添付する。また、「架設通路の部材等明細書」をつけるとよい。 |
| 強度  計算書 |  | 特殊な構造の足場や重量物を積載する足場にあっては、作業床の最大積載荷重を想定し、設計されている計算書を添付する。 |
| 災害防止措置 | ①　墜落災害、飛来落下災害等の労働者及び公衆災害防止措置  ②　壁つなぎ又は控えを設置又は取り外す場合の計画上の倒壊防止措置 | ①－１　足場の建地と建物間の隙間を250㎜以下とする。  ①－２　250㎜以上の場合、２段ごとに、その隙間に防網等を取り付ける。  ①－３　足場各面のコーナー部についても、作業床に隙間がないようにする。特に足場の最上段、各面の突き当たり面、足場のコーナー、階段、桟橋には、手すりを設け、図面に記載して明示する。  ②　筋かい、火打ちの設置 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ③　簡易クレーン、建設用リフト等の設置に伴う補強方法 | ③－１　揚重設備はなるべく足場の外側に設置し、足場作業者と接触させないこと。  ③－２　搬器と取込構台との隙間は４㎝以内とする。  ③－３　搬器としゃ断装置との間隔は40～60㎝とする。  ③－４　簡易クレーン、巻上げ機も記載する。 |
| 組立・解体・変更 | ①　足場の組立等作業主任者の所属、氏名、修了証番号  ②　組立、変更、解体等作業における留意事項 | ①　明細書等に記入し、関係労働者へ周知徹底する方法を書面に記入すること。  ②　親綱の設置方法、安全帯、保護帽の着用等安全作業上の留意事項について書面を添付すること。 |

３．よくある記載不備等

　イ　建築（足場・型枠支保工等）共通事項

　(1)　届の対象が不明

(2)　届出様式が異なる（20号と21号）。

(3)　届出期日が遅い（遅延については店社の長の押印のある理由書を提出すること。）。

(4)　参画者の資格が不十分である（様式第20号では記入欄が狭いので、別紙を添付すること。）。

(5)　事業者職氏名の欄に共同企業体としての記載がされていない（共同企業体の場合）

ロ　足場について

(1)　平面図に四隣の状況が記載されていない。

(2)　平面図に昇降設備、壁つなぎ及び揚重機（クレーン、エレベーター、リフト等）等の位置が記載されていない。

(3)　立面図に四面（東西南北）の記載がない。

(4)　各部分の詳細図が記載されていない（枠組、単管、張出し、ブラケット、壁つなぎ、昇降設備、朝顔及び墜落防止措置）。

(5)　平面図と立面図の整合性がとれていない。

(6)　傾斜地に組む場合の脚部詳細がない。

(7)　揚重機等の控えの状況について記載がない。

(8)　単管足場等に大筋かいの記載がない。建地すべてにかかっていない、水平距離が長すぎる等の不備。（大筋かいの設置目的を理解すること。）

(9)　ペントハウス及び吹き抜け部分に足場の記載がない。

(10) 根がらみが記載されていない。

(11) 出入口の補強についての記載がない（なべつり、二本組等）。

(12) 壁つなぎ間隔が広い（揚重機、朝顔、ブラケット足場等は補強を要する。）。つなぎ等がとれない位置に記入されている。風荷重を考慮していない（通常２層２スパン毎）。

(13) ブラケット足場（一枚敷）及び抱き足場で施工する場合の墜落防止措置が記載されていない。狭くて足場に人がのれないものがある。（詳細が重要）